

# はじめ さとう一後援会だより

## 絆をつないで、活力ある、魅力ある春日部に

KIZUNA

後援会内部資料 第48号発行 令和2年7月吉日  
さとう一後援会 会長 荻原政邦  
春日部市小淵1912 Tel/fax 048-761-7753



春日部市議会議員 佐藤一

## 令和2年6月議会報告（主な議題について）

・6月議会開会時に投票が行われ、**佐藤一は議長に就任しました。**

### 1、令和2年6月議会概要について（主な事業）

#### ・令和2年度春日部市一般会計補正予算について

補正額5億4278万8千円（補正後予算総額1011億2175万2千円）

歳出は、①本庁舎整備事業5295万円②介護保険特別会計繰越金1億円（低所得者約2万5千人の保険料軽減強化）③教育費335万3千円学校教育支援事業（支援学級助手3名の増員）④小・中学校情報教育推進事業3億8522万円（小・中・義務教育学校全34校の校内通信ネットワーク環境の強化）

#### ・春日部市税条例等に一部改正について

##### ①個人市民税（令和3年1月1日施行）

（ア）未婚のひとり親に対する税法上の措置及び寡婦（夫と死別または離別し、再婚していない女性）、寡夫の控除の見直しをする。

所得制限や控除額についても改定を行い、ひとり親控除を創設する。

（イ）個人住民税の課税特例の新設→低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得への課税の特例を創設する。

##### ②法人市民税（令和4年4月1日施行）

国税における連結納付制度の見直しに伴う規定の整備→企業グループ内の各法人が、法人税（国税）を個別に納税する制度へと移行することに伴い、法人市民税においても国税に合わせて規定の整備をする。

##### ③市たばこ税（令和2年、3年、4年のそれぞれ10月1日施行）

軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し→リトルシガーと呼ばれる、軽量な葉巻たばこの税額の計算方法を見直すもの。（値上がりする）【新型コロナウイルス感染症対策分】

##### ④固定資産税（公布日より施行）

地方税法付則に固定資産税の課税標準の特例の規定が創設されたことに伴い、条例で引用する条を追加する。

（ア）新型コロナウイルス感染症等の影響により中小事業者等の上高が減少した場合に償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の特例

→厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1またはゼロとする。

（イ）生産性向上特別措置法に基づく先端設備等に係る固定資産税の課税基準の対象に、事業用家屋と構造物を追加。

⑤ **軽自動車税（公布日より施行）**

環境性能割の非課税期間の延長→令和元年10月から令和2年9月30日までに取得した軽自動車について、一定の環境性能基準を満たせば環境性能の税率を1ポイント（1%）引き下げる措置を、令和3年3月31日まで延長する。

⑥ **個人市民税（令和3年1月1日施行）**

（ア）寄付金税額控除の特例

新型コロナウイルス感染症等の影響により中止等になったイベントの入場料金等の払い戻し請求権を放棄した場合、その金額（最大20万円）について、個人の市民税の寄付金税額控除を対象とする。

（イ）住宅借入金等特別税額控除の特例

新型コロナウイルス感染症等の影響により、住宅を取得後、居住の用に供するのが令和3年まで遅れた場合でも、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を令和16年度まで延長するもの。

・ **春日部市都市計画税条例の一部改正について（公布の日から施行）**

① **地方税法附則に新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋に係る課税標準の特例の規定が創設されたことに伴い、条例で追加するもの。**

○令和2年2月～10月の任意の連続する3カ月間の売上高が、前年の同時期と比べて減少した場合に右記の通りとなる。

・ 30%以上50%未満の減少	1/2
・ 50%以上の減少	零（ゼロ）

※減収分は国が補填

・ **春日部市保育所条例の一部改正について**

保育所と児童発達支援センターを併設した「複合型子育て支援施設」が令和3年4月1日に新たな公立保育所を開所することから、条例の一部を改正する。

名称：春日部市立八木崎保育所 位置：春日部市粕壁5435番地1  
入所定員：120名

・ **春日部市国民健康保険条例の一部改正について**

国民健康保険においても、新型コロナウイルス感染に感染した被用者（やとわれた人）等に対し、傷病手当金を支給するため、春日部市国民健康保険条例の一部を改正するもの。

・ **春日部市長等の給料の額の特例に関する条例の制定について**

新型コロナウイルス感染拡大の長期化による市民生活への影響を考慮し、市長等の給料を減額するもの。市長は7月1日から9月30日までとする。金額は100分の30を引いた額。副市長は100分の20を引いた金額。教育長の金額は100分の15を引いた金額とする。

**所感**

コロナウイルスの影響により、6月議会も「密集・密接・密閉」を考えながら取り組み議場は密接を避けるため、議員を半分ずつに分けて質疑等を行いました。一般質問は会派ごとに議員数に応じて行いました。9月議会は6月議会の反省点を踏まえて取り組んでいく予定です。残念ですが、東京オリンピックが来年に先送りになりました。

春日部市の各種イベントも多くが中止となっています。一日も早くコロナウイルス対策のワクチンが開発されることを期待します。



これからも「さとう <sup>はじめ</sup>」は、市民の皆様の為に、頑張ります!!

公式ホームページ <http://satouhajime.com/>

※ブログ・facebookページもあります。

※9月議会は8月24日(月曜日)から開会予定です。



## 政務活動費・行政視察経費を削減し、新型コロナウイルス感染症対策の財源として活用するよう市長へ要請

春日部市議会は、今般の新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言に係る措置に伴う休業要請等によって、深刻な影響を被っている市民と市内事業者の状況を踏まえ、政務活動費及び常任委員会等行政視察経費を削減する方向とし、削減見込額の14,679,000円について、医療や経済的に困っている事業者の支援などに充てるよう、市長へ要請しました。

### 【削減内容】

- 1 政務活動費  
削減割合 年間で約50%  
削減金額 9,067,000円
- 2 常任委員会等行政視察経費  
令和2年度の行政視察については、中止としました。  
削減金額 5,612,000円

### 【市長への要請】

議長及び副議長から、5月18日(月)に議会経費の削減による経費を新型コロナウイルス感染症対策に有効に活用するよう、市長に要請しました。

## 臨時議会報告

5月22日に令和2年第1回臨時市議会が開かれました。

国庫補助金として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として7億794万円、学校臨時休業対策費補助金として、2371万4千円が補助されました。また、財政調整基金から5億4751万9千円を繰り入れし、各事業に充てました。

主な事業を紹介します。

- 1、消費者生活対策事業(新型コロナ関連の特殊詐欺被害防止に向けた啓発の実施)  
→予算額82万3千円
- 2、備蓄備品等整備事業(感染拡大防止対策に伴う避難所の資材等の整備)  
→予算額2890万3千円
- 3、児童扶養手当受給世帯臨時支援金支給事業(児童扶養手当受給世帯を支援するための臨時支援金を支給する。(市独自の対策として児童一人当たり3万円を支給する。))  
→予算額6690万4千円  
担当;こども政策課内線2577
- 4、新型インフルエンザ等対策事業(感染拡大防止対策に伴う飛沫防止資材等の整備)  
→予算額199万5千円
- 5、環境衛生事業(水道の基本料金を減額するもの。はがきで周知する。約107000万戸、4か月分減額)  
→予算額4億3422万円 担当 水道部業務課  
春日部営業所Tel048-736-1111(内線7815)  
所在地:春日部市中央1丁目57番地5 アイビー春日部ビル1階
- 6、廃棄物処理委託業務従事者支援事業(廃棄物処理従事者に対する感染予防対策物資の支援)  
→予算額923万9千円

- 7、ビジネスサポート応援給付金支給事業（感染症拡大の影響を受けた中小企業及び個人事業者に給付金を支給するもの）  
→予算額 5億133万2千円
- ◎春日部市ビジネスサポート応援給付金として、緊急支援分と持続化分がある。
- 緊急支援分は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により経営上の影響を受け、埼玉県中小企業・個人事業主支援金を受給した市内の個人事業者及び中小企業・小規模事業者に対し、給付金を支給するもの。
- ・支給額10万円、1事業者につき1回まで。
  - ・申請期間は令和2年6月1日（月）～8月31日（月）まで。
- 持続化分は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上が減少している事業者のうち、国の持続化給付金の支給基準に満たない市内の個人事業者及び、中小企業・小規模事業者に対し、事業継続の一助としていただくために給付金を支給するもの。
- ・支給額は個人事業者10万円、法人20万円。支給回数は1事業者につき1回まで。
  - ・申請期間は令和2年6月1日（月）～令和3年2月1日（月）まで。
- ※申請方法と提出先は、緊急支給と持続化分も同じです。
- ※申請方法は電子メールまたは郵送
- ・提出先ー郵送の場合  
〒344-0061 春日部市粕壁6615-7  
勤労者会館ビジネスサポート応援給付金担当まで。
  - ・提出先ー電子メールの場合  
アドレスbusiness.support@city.kasukabe.lg.jpまで。
- ※問い合わせは、春日部市役所商工振興課 ビジネスサポート応援給付金担当  
TEL 048-752-1662（月曜日～金曜日8：30～17時15分）
- 8、生活応援メニュー開発奨励金支給事業（外出自粛の影響を受けた飲食店に新商品の開発奨励金を支給するもの。春日部コロナアクションの再応援をするもの）  
→予算額 607万6千円
- 9、特別天然記念物である「牛島のフジ」の維持管理に要する経費を補助する。  
→予算額 500万円
- 10、準要保護就学援助臨時支援金支給事業（要保護・準要保護就学援助制度とは、生活保護を必要とする世帯、または生活保護に準じた保護が必要な世帯の児童・生徒に対し、義務教育を円滑に実施することができるよう、学用品費や修学旅行費など一定の援助を行う支援制度です。）  
→予算額 4081万5千円
- ・準要保護就学援助認定者への支払いとして、児童・生徒一人当たり3万円を支給する。
- 11、学校教育支援事業（保護者の負担軽減のため、修学旅行に係る追加費用を支援する。）  
→予算額 1469万3千円
- 12、小・中学校給食運営事業給食センター運営事業（学校給食中止に伴う給食関連事業者への支援するもの。38社が該当する。）  
→予算額 3162万円
- 13、図書館運営事業（在宅時間充実のため、図書及び電子書籍を購入するもの。）  
→予算額 2999万9千円
- 14、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業（児童手当受給者に対し、対象児童一人当たり1万円を臨時特別の給付金として支給するもの）  
→予算額 2億7千万円、  
※担当こども政策課給付担当 TEL 048-736-1111（内線2580）